

「愛媛県民だより 愛^え顔^{がお}のえひめ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発行する「愛媛県民だより 愛^え顔^{がお}のえひめ」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告等の内容等については、要綱第3条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は、次の優先順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する中小企業
- (3) その他、要綱及び表示基準の範囲に定める広告の範囲内のもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告掲載紙面の売渡し)

第5条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱業者に売り渡すものとする。

(広告取扱業者の選定)

第6条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

- 2 前項の競争入札に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と広報広聴課長が協議のうえ県ホームページや広報紙等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、この要領に基づき広告主を選定するとともに、掲載の可否に

ついて、広報広聴課長と協議しなければならない。

- 2 広告取扱業者は、前項の協議において、広報広聴課長が必要とする書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(広告の作成)

第9条 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 広報広聴課長は、広告の内容等が各種法令またはこの要領等に違反しているか、あるいはおそれがある、または誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告取扱事業者の責務)

第11条 広告取扱業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は広報広聴課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月16日から施行する。